

令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、燃料費高騰の影響を特に受けている市内交通事業者に対し、事業継続を支援するため、予算の範囲内で令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に本社（アの場合は市内に営業所を有する場合を含む。以下同じ）又は住所を有し、以下に掲げる事業を行っていること
  - ア 一般乗用旅客自動車運送事業
  - イ 自動車運転代行業
  - ウ 一般乗合旅客自動車運送事業（十和田市から青森県以外の都道府県までの路線定期運行を行う者に限る。）
  - エ 一般貸切旅客自動車運送事業
- (2) 個人事業主にあつては、令和4年分の事業所得等に係る確定申告又は市民税・県民税の申告を行っていること。（ただし、令和5年1月1日以後に創業した者を除く。）
- (3) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (4) 令和4年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和5年度分の市税等に滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に規定する徴収猶予による猶予期間中であるものを除く。）がないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に

規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(支給対象事業及び給付金の額)

第3条 給付金の支給の対象となる事業（以下「支給対象事業」という。）及び給付金の額（以下「給付金額」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

支給対象事業	給付金額
一般乗用旅客自動車運送事業	事業における車両登録台数（市内の本社で保有する車両に限る。）
自動車運転代行業	1台以上6台未満 100,000円
	6台以上11台未満 200,000円
	11台以上 300,000円
一般乗合旅客自動車運送事業	1,000,000円
一般貸切旅客自動車運送事業	1,000,000円

2 複数の種類の支給対象事業を営む事業者にあつては、当該事業者が営む支給対象事業のうち最も金額の大きい給付金額を支給するものとする。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者にあつては、各給付金額を合計した額を支給するものとする。

(給付金の支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業主にあつては、令和4年分確定申告書類又は令和5年度市民税・県民税申告書類の控え等の写し
- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
- (3) 令和4年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和5年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 支給対象事業に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し

(5) 一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業を営む交通事業者にあつては、市内の本社又は営業所等における給付金申請時点の車両登録台数の分かる書類等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号から第3号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請受付期間)

第5条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和5年12月1日から同年12月28日までとする。

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金支給申請書支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、口座振込の方法により支給するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず令和6年1月31日までに申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。